

質問	回答
補助金を活用する場合の工事請負業者の決定は入札によることとなっているが、入札は区が行うのか。	補助金を活用する事業者が行います。入札に際しては、区の職員の立会いが必要となります。
補助金を活用しないで整備することは可能か。	補助金を活用しないことも可能です。しかし、本公募では都の補助金の活用を前提としており、施設整備においては都の補助基準に適合する必要がある、都の補助基準に適合しない場合は不選定となります。また、本公募選定後に都の基準に適合しないことが判明した場合は選定を取り消します。
公募で選定されたら、補助金の交付が受けられるのか。	必ず交付を受けられるものではありません。都の補助協議を経て、補助内示及び交付決定を受ける必要があります。都の補助協議で不承認となった場合は、本公募で選定された場合であっても補助金の交付は受けられません。
公募申込に係る選定と補助金の内示は同じものか。	同じではありません。本公募の選定後、区は東京都へ補助協議の進達をします。東京都は区から進達された事業計画を審査し、補助内示がされます。東京都の補助協議で不承認となった場合は、本公募で選定された場合であっても補助金の交付は受けられません。
(看護)小規模多機能や認知症デイの併設を考えているが併設施設の補助金も選定されれば交付されるのか。	本公募は認知症高齢者グループホームのみを対象としています。併設施設については制限しておりませんが、本公募において併設施設に係る補助事業はございません。
併設施設がある場合は認知症高齢者グループホームの補助額に併設加算がつくのか。	本公募において併設加算はございません。
補助内示前に着工した場合は補助の対象となるか。	補助内示前に行った契約や工事は、全て補助対象外となります。
近隣の同意状況について、どの範囲まで説明すればよいのか。	少なくとも計画地に隣接する建物の住民に対して行っていただく必要があります。また、計画地の町会に対しても説明をお願いします。

公募で選定されなかった場合、図面等の設計費などの費用は保証されるのか。	選定・不選定に関わらず、公募に関しての諸経費は応募者の負担です。
募集圏域以外だが申し込みはできるか。補助金はいらないから整備させてほしい。	募集圏域以外の地域については、補助金の有無によらず、本公募の対象外整備のため、申し込みはできません。なお、本公募を経ない認知症高齢者グループホームの指定の申請は令和7年度は総量規制により、指定を拒否いたします。
オーナー創設型、オーナー改修型での申し込みはできるか。補助金はいらないから整備させてほしい。	オーナー創設型、オーナー改修型については、補助金の有無によらず、本公募の対象外整備のため、申し込みはできません。なお、本公募を経ない認知症高齢者グループホームの指定の申請は令和7年度は総量規制により、指定を拒否いたします。
特に質問することなどないが、事前相談は絶対にいかなければならないのか。	事前相談は本公募では必須となっております。図面や財務状況等の適格性を確認します。必ず事前に電話による日程調整を行ってからご来庁ください。
土地所有者だが運営事業者を紹介してほしい。	本区では運営事業者を紹介・斡旋等は一切しておりません。また、土地・建物所有者の紹介・斡旋等も一切しておりません。